

令和 年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得	給与収入	主たる給与以外の合算所得区分	雑	課税標準	総所得③
	給与所得(所得金額調整控除後)		山林所得		
	その他の所得計		分離短期譲渡		
総所得金額①			分離長期譲渡	株式等の譲渡	
			上場株式等の配当等	先物取引	

所得控除 (摘要)	雑損	障・寡・ひ・勤	控老扶養親族該当区分 本人該当区分	課越損失	
	医療費	配偶者			特同老16歳未満その他障障障
	社会保険料	配偶者特別			未成年者障障障
	小規模企業共済	扶養			ひとり親
	生命保険料	基礎			勤労学生
地震保険料	所得控除合計②				

減税控除済額 ○○円 控除外額 ××円

定額減税の額 定額減税しきれなかった額

税額	市民税	税額控除前所得割額④	
		税額控除額⑤	
		所得割額⑥	
		均等割額⑦	
	県民税	税額控除前所得割額④	
		税額控除額⑤	
		所得割額⑥	
		均等割額⑦	
		森林環境税額⑧	
		特別徴収税額⑨	
		控除不足額⑩	
		既充当・既委託納付額⑪	
		既納付額⑫	
	差引納付額(⑨-⑫-⑩,⑪)		
	変更前税額⑬		
	増減額(⑨-⑬)		
	変更月	月	

納付額	
6月分	
7月分	
8月分	
9月分	
10月分	
11月分	
12月分	
1月分	
2月分	
3月分	
4月分	
5月分	

指定番号	宛名番号
受給者番号	
氏名	
住所	

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に胎内市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に胎内市を被告として(胎内市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

令和 年 月 日

問合せ先 胎内市役所 税務課 TEL 0254-43-6111